

9月11日は

鹿沼市議会議員選挙

の投票日です

選挙管理委員会事務局

☎(63)2154

この選挙は、私たちの住む地域社会に直結したもつとも身近な選挙です。私たちの暮らしを豊かにし、より良い鹿沼市をつくる原動力となります。一人ひとりが主権者としての自覚をもち、積極的に投票に参加しましょう。

投票時間

午前7時～午後8時まで。
(ただし、第31・35・36・38・55～70投票所は午後6時まで)

投票所入場券

6名連記式。入場券は、9月5日に郵送されます。入場券が届いたら、記載されている内容を確認してください。

選挙人名簿登録の移し替えは、8月24日で停止します。8月25日以降に転居した人は、前住所地の投票所で投票することになります。

投票日当日は、自分の氏名の記載された入場券をハサミで切り取り、持参してください。入場券が届かなかつたり、紛失してしまった場合は、早めに選挙管理委員会へ連絡してください。

選挙公報

選挙公報は、新聞折込みで各家庭に配布します。新聞を購読していない世帯には、郵送しますので、事前に選挙管理委員会へ連絡してください。

また、市役所、各コミュニティセンター、フォレストアリーナ、

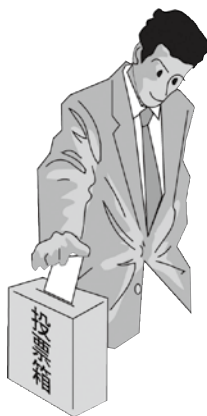
図書館、市民情報センター、市民文化センター、総合福祉センター、各郵便局、JR鹿沼駅、東武新鹿沼駅、JAかみつが本店および市内の支店で受け取ることができま

期日前投票

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などの用事がある人は、期日前投票ができます。

入場券を持参してください。

- ◇市役所本館玄関ホール
とき 9月5日(月)～10日(土)
午前8時30分～午後8時
- ◇各コミュニティセンター
とき 9月5日(月)～9日(金)
午前8時30分～午後5時



投票できる人

20歳以上の日本国民で選挙人名簿に登録されている人。

選挙人名簿に登録されている人は：

- ①平成3年9月12日以前に生まれた人
- ②平成23年6月3日以前に鹿沼市の住民票が作成され、引き続き3カ月以上住民基本台帳に記録されている人

ただし、公職選挙法の規定により、選挙権のない人は投票できません。また、投票日までに市外へ転出した人は、選挙権がなくなります。



不在者投票

① 都道府県の選挙管理委員会が指定する病院や老人ホームに入院・入所している人は、その施設で投票ができます。施設長に申し出てください。

市内の指定施設

上都賀総合病院、御殿山病院、鹿沼病院、かみつが、クローバー、千寿荘、さつき荘、グリーンホーム、ハーモニー、オレンシホーム、栗野荘、おりづる、シンフォニーあわの

② 長期出張中の人は、滞在地の選挙管理委員会で投票できます。あらかじめ鹿沼市選挙管理委員会に投票用紙などを請求してください。

③ 身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、その障害の程度が一定以上の人と、介護保険の要介護5の人は、郵便等による不在者投票ができます。事前に選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受けてください。投票用紙等は、選挙管理委員会にある請求書に郵便投票証明書を添えて請求してください。請求は、投票日の4日前までです。

障害の種類	両下肢 もしくは 体幹	心臓・じん臓 もしくは 呼吸器	ぼうこう・ 直腸・小腸 もしくは 肝臓	移動機能	免疫
交付手帳					
身体障害者手帳	1級 もしくは 2級	1級 もしくは 3級	1級 もしくは 3級	1級 もしくは 2級	1級 から 3級
戦傷病者手帳	特別項症から 第2項症まで	特別項症から 第3項症まで	特別項症から 第3項症まで	—	—

代理投票

身体に支障等のある人で字を書くことが困難な人は、投票日当日に投票所で係員に申し出てください。補助者が立ち会いの上、代筆します。

補助者は、口外しませんので、安心して申し出てください。

即日開票

とき 午後9時～
ところ フォレストアリーナ

未来のための

